Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

平成 27 年 4 月 2 日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

悩みや課題を抱える青少年を支援！

「子ども・若者支援地域協議会」の設置と少年愛護センター相談窓口の拡充

豊川市教育委員会では、不登校やニート、ひきこもりといった社会生活を送る上での悩みや課題を抱える青少年の支援を目的に、「豊川市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、豊川市少年愛護センターの相談窓口を拡充します。

悩みや課題を抱える青少年に対する支援概要

１　豊川市子ども・若者支援地域協議会（平成２７年４月１日設置）

子ども・若者育成支援推進法で規定されている、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を効果的かつ円滑に行うための関係機関等により構成される協議会です。

豊川市の子ども・若者支援地域協議会は、こうした悩みや課題を抱える青少年の支援に必要な体制整備や支援対策についての協議や情報交換を行います（豊川市教育委員会生涯学習課を子ども・若者支援調整機関とし、必要に応じて会議等を開催します）。

２　豊川市少年愛護センター相談窓口

これまでの主に未成年者を対象とした相談・支援に加え、４０歳未満のニートやひきこもりなど社会的自立に悩みや課題を抱える若者まで対象を拡大します。

相談業務については、相談員を１名から２名体制とするとともに、心理カウンセラーによる相談（予約制）を平成２７年５月から月２回、定期的に実施し、学校教育課で行っている心理教育相談室「ゆずりは」の利用者の義務教育修了後の相談・支援を引き継ぐ体制を整えます。また、ひきこもり等に悩む家族などが、最初に相談する場所を明確にすることで、相談者に合った支援機関等を紹介できるようにし、スムーズな支援に導きます。なお、この

相談窓口は、専門分野での既存の相談窓口まで一本化するというものではありません。それぞれの専門機関でも従来どおり相談に応じます。

【相談員による相談窓口】

◇対象の方：基本的に豊川市に在住もしくは在学の、概ね中学生以上で４０歳未満の子どもや若者とその家族や関係者
◇業務内容：不登校、ひきこもり、ニートなど社会的自立に悩みや課題を抱える方に対する相談支援等（従来より行っている未成年の非行やしつけ、家庭生活、学校生活に関する相談も受け付けております。）
◇場　　所：豊川市少年愛護センター（プリオ５階）
◇開設日時：月～金曜日
午前１０時から午後５時まで
◇利用方法：電話相談、来所相談、訪問相談など
※まずはお気軽にお電話ください（ＴＥＬ ０５３３－８４－５７５６）
◇費　　用：相談は無料です

【心理カウンセラーによる心理相談】

平成２７年５月から心理カウンセラーによる心理相談を開始します

◇対象の方：基本的に豊川市に在住もしくは在学の、概ね１６歳以上４０歳未満の子どもや若者とその家族や関係者で、少年愛護センター相談窓口相談員との面談で、心理カウンセラーによるカウンセリングが必要とされた方
◇業務内容：不登校、ひきこもり、ニートなど社会的自立に悩みや課題を抱える方に対する相談支援等
◇場　　所：プリオ市民相談室（プリオ５階）
◇開設日時：毎月第２、第４水曜日（ただし、祝日は除く）
午前１０時から午後４時まで　※事前予約制
◇相談時間：１人５０分
◇利用方法：4月１日以降、豊川市少年愛護センター相談員に相談の上、日時をご予約ください
※連絡先：TEL 0533-84-5756（少年愛護センター直通）
◇費　　用：相談は無料です

■参考

１．子ども・若者育成支援推進法

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、そうした子ども・若者の支援のため、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携が必要とされている。各地域における支援のためのネットワーク整備の中心を担うのが、各種支援機関等で構成される子ども・若者支援地域協議会となる。

県内協議会設置市：豊橋市、蒲郡市、春日井市、北名古屋市、一宮市、名古屋市、

田原市、大府市、（知多市、豊田市）

※豊川市と知多市、豊田市は同日（平成２７年４月１日）設置

【お問い合わせ先】
豊川市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係：中村、尾藤
TEL 0533-88-8035　E メール gakushu@city.toyokawa.lg.jp